

令和7年度 市民税・県民税申告のお知らせ

市民税・県民税の申告は、あなたの市民税と県民税を計算するための基礎資料となります。また、国民健康保険をはじめとする福祉関係等各種行政サービスの、料金算定・軽減・支給等の大事な判定資料となりますので、申告が必要な場合は必ず申告してください。

1. 税務署、e-Tax での申告が必要な場合

- 準確定申告(亡くなったかたの申告)をする
- 青色申告をする
- インボイス発行事業者の確定申告をする
- 土地・家屋の売却による所得の申告をする
- 株式等に係る所得の申告をする
- 山林所得を含む確定申告をする
- 繰越損失申告(事業所得等の赤字を翌年以降へ繰り越す)をする
- 住宅借入金等特別控除を今年初めて受ける
- 令和5年分以前の確定申告をする
- マイナポータル連携で確定申告を自動入力する
- 電子マネーやクレジットカードでの納付を希望する など

○市民税・県民税申告書の郵送提出方法

申告会場の混雑防止の観点から、郵送での申告書の提出にご協力をお願いします。

郵送の場合は、消えないペンで必要事項を記入し、日中に必ず連絡の取れる電話番号を記入の上、4ページの「3. 本人確認書類・申告の際に必要なもの」に記載のある書類の写しを添えて、同封の返信用封筒で3月17日(月)までに郵送してください。なお、添付書類は返却できませんので、ご了承ください。控え(コピー)を希望されるかたは、切手を貼付した返信用封筒(切手代は各自ご負担ください)と控え希望の旨のメモを同封してください。※所得税の還付希望の場合は、税務署へ確定申告書の提出が必要です。

○市民税・県民税の申告についてのお問い合わせ先

青森市役所 市民税課 普通徴収チーム

電話番号 017-734-5193(直通)

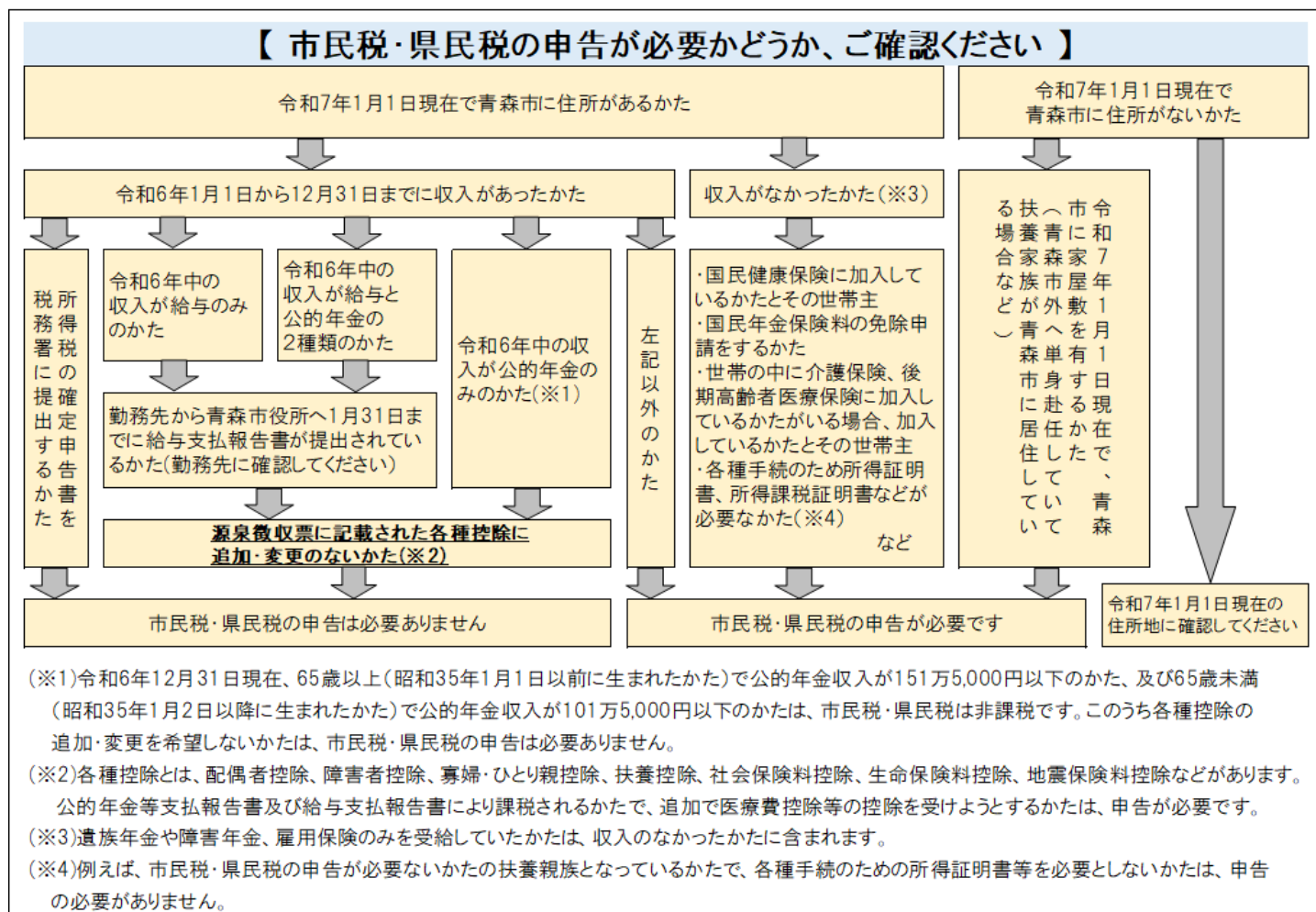
窓口開設時間 8:30~18:00 【土・日・祝日を除く】

※申告期間中(2/3~3/17)は電話が繋がりにくくなっております。ご不便をおかけいたしますがご了承ください。

目 次

1. 税務署、e-Tax での申告が必要な場合 …1 ページ
 市民税・県民税申告書の郵送提出方法 ……1 ページ
2. 申告が必要なかた・不要なかた ……3 ページ
 収入がなくても申告が必要な場合 ……3 ページ
3. 本人確認書類・申告の際に必要なもの …4 ページ
4. 所得の種類と計算方法 ……5～6 ページ
5. 所得控除の種類と計算方法 ……7～9 ページ
6. 申告書の記入・計算方法 ……10～12 ページ
 - (1) 収入があったかた(表) ……10 ページ
 - (2) 収入があったかた(裏) ……11 ページ
 - (3) 収入がなかったかた ……12 ページ
 - (4) 家屋敷課税が該当するかた ……12 ページ
7. 非課税限度額について ……12 ページ
8. 申告受付会場・日時 ……13 ページ
9. 申告会場に来場される際のお願い ……14 ページ

2. 申告が必要なかた・不要なかた



《収入がなくても申告が必要な場合があります》

昨年中収入がなかったかた、税法上、家族の扶養になっているかたであっても、福祉関係などの各種行政サービスの料金算定・軽減・支給等の大事な判定資料となるため、申告が必要な場合があります。

※「収入がなかった」とは？・・・遺族年金や障害年金、雇用保険のみを受給していたかた、親族から援助を受けていたかた、預金で生活していたかたなど

○収入がなくても申告が必要となるかた(主なもの) ※【 】内は担当課(青森地区／浪岡地区)

- ・税の証明書(所得証明書・所得課税証明書等)が必要なかた【市民課／浪岡振興部納税支援課】
- ・国民健康保険に加入しているかた及びその世帯主のかた(被扶養者である場合は不要です)
- ・医療費助成制度(子ども・ひとり親・重度心身障がい者)申請のかた及び受給しているかた
- ・後期高齢者医療保険制度に加入しているかた及びその世帯のかた(被扶養者である場合は不要です)
- ・国民年金保険料の免除申請をするかた及びその世帯のかた
- ・介護保険の被保険者及びその世帯のかた(被扶養者である場合は不要です)【介護保険課／健康福祉課】
- ・保育所、認定こども園または幼稚園等に入所しているお子さまのいるかた
- ・児童扶養手当を受給するかた
- ・障害福祉サービス等を利用しているかた及びその世帯のかた
- ・障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当の受給者及びその同一住所のかた(被扶養者である場合は不要です)
- ・非課税世帯の高齢者の新型コロナ・インフルエンザ等予防接種の助成を希望されるかた【感染症対策課／健康福祉課】
- ・奨学金、就学援助制度、特別支援教育就学奨励費制度を利用するかた【教育委員会事務局 学務課／浪岡教育課】
- ・公営住宅に入居しているかた【住宅まちづくり課／都市整備課】

詳しい内容については、それぞれの担当課へご確認ください。

青森市役所 駅前庁舎 TEL 017-734-1111 (代表)
青森市役所 浪岡庁舎 TEL 0172-62-1111 (代表)

3. 本人確認書類・申告の際に必要なもの

○本人確認に必要な書類

●本人確認措置の実施について

マイナンバーを記入した申告書の提出には、成りすましなどの被害を防止するため、番号法の規定に基づき「本人確認」をいたしますので、以下のとおり書類の提示等が必要となります。

◇本人が窓口で申告書を提出する場合(2点提示;郵送の場合はコピーを同封)

- ① 番号確認(正しいマイナンバーであることの確認)
- ② 身元確認(マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)
マイナンバーの通知カードを提示のかたは(下表のA/B/Cのいずれか1点、またはDから2点)
※マイナンバーカードをお持ちのかたはマイナンバーカードで①と②を兼ねます。

◇代理人が窓口で申告書を提出する場合(3点提示;郵送の場合はコピー(委任状は原本)を同封)

- ③ 代理人の代理権確認(法定代理人…親権者、未成年後見人、成年後見人/任意代理人…法定代理人以外)
- ④ 代理人の身元確認(下表のAから1点、またはC・Dから2点)
- ⑤ 本人の番号確認

○マイナンバーカード以外の身元確認書類の例

A	運転免許証/運転経歴証明書/旅券(パスポート)/身体障害者手帳/精神障害者手帳/愛護手帳(療育手帳)/在留カード/特別永住者証明書/税理士証票/顔写真付き学生証/顔写真付き身分証明書/顔写真付き社員証/顔写真付き資格証明書/戦傷病者手帳
B	※市があらかじめ住所等を印字して送付した市民税・県民税申告書/特別児童扶養手当証書
C	公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書
D	学生証(顔写真なし)/身分証明書(顔写真なし)/社員証(顔写真なし)/資格証明書(顔写真なし)/地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書/納税証明書/印鑑登録証明書/戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)/住民票の写し/住民票記載事項証明書/母子健康手帳/特別徴収税額通知書/退職所得の特別徴収票/納税通知書/源泉徴収票/特定口座年間取引報告書

○所得や控除の計算に必要な資料

- ◇ 給与収入があったかた(アルバイト、日払い含む)は、源泉徴収票(交付を受けていない場合は、給与の明細等、支払われた金額のわかるもの)
- ◇ 年金収入があったかた(遺族年金、障害年金除く)は、受給しているすべての公的年金等の源泉徴収票
- ◇ 事業(営業等・農業)、不動産等の事業収入があったかたは、帳簿・収支内訳書、必要経費の領収書(経費対象となる領収書などの科目ごとに仕分けして、それぞれの合計額を計算した上で持参してください。)
- ◇ 雑所得や一時所得があったかたは、収入金額や必要経費等がわかる証明書
- ◇ 社会保険料(健康保険料、介護保険料等)の領収書等(納付日と納付額が確認できるもの)
- ◇ 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書(保険会社などから郵送されます)
- ◇ 障害者手帳・障害者控除対象者認定書・医療費控除の明細書等・雑損控除や寄附金控除を受けるための領収書等

◇事業所得(営業等・農業)・不動産所得、雑所得(業務)等の申告をする方◇

経費対象となる領収書やレシートを、ガソリン代・修繕費などの科目ごとに仕分けし、青森市HP掲載の収支内訳書に合計額を記入したうえでご持参ください。

4. 所得の種類と計算方法

◎ 事業所得（営業等・農業）・不動産所得 【必要書類】：収入金額や必要経費がわかる帳簿など

○営業等所得 …小売業、卸売業、サービス業、建築業などの事業や畜産業、漁業などによる所得

○農業所得 …米・野菜・花・果樹などの栽培、生産による所得
※家庭菜園など自家消費分のみの場合は、農業所得になりません。

○不動産所得 …貸家、貸アパート、貸駐車場などによる所得

※農業をしていないかたが、田や農地を貸して現金や農作物などを受け取っている場合は、不動産所得になります。

【計算方法】 総収入金額－必要経費＝所得金額

※事業専従者…申告書表面5、裏面13に記入してください。
あなたと生計を一にする配偶者や前年12月31日の現況で15歳以上の親族で、あなたの事業に令和6年中6か月を超えて専ら従事したかた

※事業専従者控除（青色申告をしない場合）

①50万円（配偶者の場合は86万円）

②（事業所得）÷（事業専従者の数＋1）

（不動産所得）÷（事業専従者の数＋1）

① ②のいずれか少ない方の金額が控除されます。

◇必要経費の具体例◇	
給料・賃金	給料、賃金、退職金、食事や被服などの現物給与
減価償却費	建物、車両、機械、備品などの償却費
広告宣伝費	チラシやカレンダー、タオルなどの制作費
地代家賃・小作料	店舗、事務所、土地などの賃借料
借入金利子等	建物購入、運転資金等の借入金に対する利子など
租税公課	自動車税、固定資産税など
水道光熱費	水道料、電気料、ガス代、灯油代など
車両関連費	ガソリン代、運賃など
通信費	電話料、切手代、ハガキ代など
損害保険料	火災保険料、自動車の損害保険料など
修繕費	店舗、自動車、機械、備品などの修理代
消耗品等	事務用品などの消耗品や、使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の什器備品の購入費

◎ 利子所得 【必要書類】：収入金額等のわかる明細書等

公社債や預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得

※一般的に利子所得は源泉分離課税のため申告不要ですが、国外で支払われた預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

【計算方法】収入金額がそのまま所得金額になります。

◎ 配当所得 【必要書類】：支払通知書、特定口座年間取引報告書など

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用等投資信託を除く）や特定受益証券発行信託の収益の分配などの所得

【計算方法】（収入金額）－（株式などの元本取得に要した負債の利子）＝所得金額

※特定配当について、令和6年度から所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりましたので、申告を選択する場合は確定申告を行ってください。

◎ 総合課税の譲渡所得 【必要書類】：収入金額、必要経費がわかるもの

営業権、漁業権、車両、書画などの資産の譲渡から生ずる所得

○短期譲渡所得…譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの

○長期譲渡所得…譲渡した資産の保有期間が5年を超えるもの

【計算方法】（収入金額）－（取得費・必要経費）－（特別控除額50万円）

※特別控除額…譲渡益が50万円未満のときは譲渡益相当額 ※長期譲渡所得はその所得金額の1/2相当額が課税対象になります。

◎ 一時所得 【必要書類】：収入金額、必要経費がわかるもの

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得

○生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金

○賞金、懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金

【計算方法】（収入金額）－（その収入を得るための費用）－（特別控除額50万円）

※特別控除額…収入金額から費用を差し引いた額が50万円未満のときはその額 ※一時所得はその所得金額の1/2相当額が課税対象になります。

◎ 分離課税の所得 【必要書類】：収入金額、必要経費がわかるもの

○譲渡所得…土地、建物などの資産の譲渡による所得や、株式等に係る譲渡所得等

○上場株式等の配当…上場株式等に係る配当については、令和6年度から所得税と異なる課税方法を選択することができなくなりました。申告を選択する場合は確定申告を行ってください。

○先物取引に係る雑所得等…商品先物取引、有価証券先物取引等または金融先物取引による事業所得または雑所得で一定のもの

○山林所得…山林を伐採し、または立木のまま譲渡したことによる所得（山林を取得してから5年以内に譲渡したことによる所得は、事業所得または雑所得となります。）

※分離所得を郵送で申告する場合は、青森市HP掲載の市民税・県民税申告書（分離課税等用）を印刷し記入してください。

◎ 給与所得 【必要書類】：源泉徴収票

俸給、給料、賃金、歳費及び賞与などによる所得
収入金額を申告書表面1-カに、所得金額を
2-⑥に記入してください。

勤務先からの源泉徴収票があるかたは、
源泉徴収票の「支払金額」が収入金額になり、
「給与所得控除後の金額」が所得金額になります。

源泉徴収票がない場合のみ、申告書裏面7・9に
内容を記入のうえ、計算してください。

給与所得(調整控除前)の速算表	
収入金額(以上～未満)(円)…A	速算式
551,000	0
551,000～1,619,000	— 550,000
1,619,000～1,620,000	1,069,000
1,620,000～1,622,000	1,070,000
1,622,000～1,624,000	1,072,000
1,624,000～1,628,000	1,074,000
1,628,000～1,800,000	収入金額(A) B×0.6+100,000
1,800,000～3,600,000	÷4,000〔CUT〕 B×0.7—80,000
3,600,000～6,600,000	×4,000…(B) B×0.8—440,000
6,600,000～8,500,000	A×0.9 —1,100,000
8,500,000～	A —1,950,000

所得金額調整控除

- ①【所得金額調整控除(子ども等)】…給与等の総収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに該当するかた
- ・本人が特別障害者に該当する
 - ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる
 - ・23歳未満の扶養親族がいる

◇①で特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいるかた、23歳未満の扶養親族がいるかたは、申告書裏面16に記入してください。なお、扶養控除とは異なり、要件の対象の扶養親族等については他の者と重複してもかまいません。

【計算方法】 所得金額調整控除＝(給与等の総収入金額(※)－850万円)×10%

※給与等の総収入金額が1,000万円を超える場合の所得金額調整控除は15万円となります。

≪計算例≫ 給与収入900万円、23歳未満扶養親族ありの場合

所得金額調整控除＝(900万円－850万円)×10%＝5万円

- ②【所得金額調整控除(年金等)】…給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、合計額が10万円を超えるかた

【計算方法】 所得金額調整控除＝(給与所得＋雑所得(公的年金等)－10万円

※給与所得と雑所得(公的年金等)の計算上の上限はそれぞれ10万円です。

≪計算例≫ 給与所得6万円、雑所得(公的年金等)50万円の場合

所得金額調整控除＝(6万円＋10万円)－10万円＝6万円

※①と②の両方に該当するかたについては以下のとおりになります。

給与所得金額＝給与所得金額(調整控除前)－所得金額調整控除(子ども等)－所得金額調整控除(年金等)

◎ 雑所得 【必要書類】：(公的年金等)…年金の源泉徴収票 (業務、その他)…収入金額、必要経費がわかる書類

他の所得に当てはまらない次のような所得

- 雑所得(公的年金等) …国民年金、厚生年金、共済年金、恩給(増加恩給を除く)など
- 雑所得(業務) …原稿料、印税、シェアリングエコノミーに係る所得など
- 雑所得(その他) …生命保険の年金(個人年金保険)など

※公的年金等の雑所得は下の表により求めますが、
年齢により算出方法が異なりますのでご注意ください。

※65歳以上とは昭和35年1月1日以前に

生まれたかたが該当します。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る
合計所得金額が1,000万円超の場合は以下の通り

他の所得が1,000万円を
超え2,000万円以下

下表の公的年金等の所得金額に
10万円を足す

他の所得が2,000万円超

下の表の公的年金等の所得金額に
20万円を足す

年金所得の速算表		年金所得の速算表	
収入金額(以上～未満)(円)…(A)	公的年金等の所得金額	収入金額(以上～未満)(円)…(A)	公的年金等の所得金額
～1,300,000	(A)－600,000	3,300,000	(A)－1,100,000
1,300,000～4,100,000	(A)×75%－275,000	3,300,000～4,100,000	(A)×75%－275,000
4,100,000～7,700,000	(A)×85%－685,000	4,100,000～7,700,000	(A)×85%－685,000
7,700,000～10,000,000	(A)×95%－1,455,000	7,700,000～10,000,000	(A)×95%－1,455,000
10,000,000～	(A)－1,955,000	10,000,000～	(A)－1,955,000

5. 所得控除の種類と計算方法

※給与所得者がすでに年末調整で控除を受けている場合は、その控除の書類は不要です。

● 社会保険料控除

【必要書類】: 支払金額がわかる領収書、源泉徴収票等

あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、令和6年中にあなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合

≪例≫健康保険料、国民健康保険税(料)、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続健康保険料など

納税支援課(電話:017-734-5209)で、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額の証明書を発行しています。必要な場合はお問い合わせください。

(注意事項)生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落としされている国民健康保険税(料)や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。なお、国民健康保険税(料)や後期高齢者医療保険料、介護保険料で、あなたが口座振替や納付書により保険料等を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

● 小規模企業共済等掛金控除

【必要書類】: 支払額がわかる領収書等

小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金等で、あなたが令和6年中に支払った金額がある場合

≪例≫・小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金
・確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金
・確定拠出年金法に基づく個人型年金(iDeCo)加入者掛金
・地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づく掛金

● 生命保険料控除

【必要書類】: 生命保険会社等から発行される支払額等がわかる証明書

生命保険や生命共済などについて、あなたが令和6年中に支払った保険料から剰余金割戻金を差し引いた残額がある場合(控除上限額70,000円)

- 新旧契約の保険料をあわせて控除とする場合は上限が28,000円となります。
- 新旧あわせて計算したよりも、旧契約のみで計算したほうが有利な場合、旧契約のみで控除を受けることにより、35,000円を限度に控除が可能です。

○介護医療保険料とは、介護医療保険契約等に係る保険料または掛金で、医療費等支払事由に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものまたは組込型保険(共済)契約のうち特定介護医療保険(共済)契約に係る保険料(掛金)です。

生命保険料控除支払額の計算方法			
新契約の場合		旧契約の場合	
一般・個人年金保険・介護医療保険それぞれに適用		一般・個人年金保険それぞれに適用	
支払保険料(円)	控除額(円)	支払保険料(円)	控除額(円)
1~12,000	支払保険料全額	1~15,000	支払保険料全額
12,001~32,000	支払保険料×1/2+6,000	15,001~40,000	支払保険料×1/2+7,500
32,001~56,000	支払保険料×1/4+14,000	40,001~70,000	支払保険料×1/4+17,500
56,001~	一律 28,000	70,001~	一律 35,000

● 地震保険料控除

【必要書類】: 損害保険会社等から発行される支払額等がわかる証明書

損害保険契約等について、あなたが令和6年中に支払った地震等損害部分の保険料(契約者配当金を除く)がある場合
※平成18年末までに締結した長期損害保険(満期返戻金のあるもので保険期間が10年以上のもの)に係る保険料については、控除の対象となります。

①地震保険契約に係るもの(円)		②旧長期損害保険契約に係るもの(円)		③両方ある場合
支払損害保険料	控除額	支払損害保険料	控除額	控除額
1~50,000	支払保険料×1/2	1~5,000	支払保険料全額	①と②により求めた合計額 (◆上限 25,000円)
50,001~	25,000	5,001~15,000	支払保険料×1/2+2,500	
		15,001~	10,000	

● 寡婦・ひとり親控除

あなたが令和6年12月31日現在、寡婦またはひとり親である場合

○寡婦とは…ひとり親に該当せず、夫と死別もしくは離別したあと婚姻していないかた、または夫の生死が明らかでないかた(配偶関係で扶養親族等の要件がありますので右の表で確認してください。)

○ひとり親とは…生計を一にする子(総所得金額等48万円以下)を有し、現に婚姻していないかた、または配偶者の生死が明らかでないかた

※ただし本人と事実上婚姻関係と同等の事情にあると認められる者がいない場合に限ります。

区分	性別	婚姻歴	扶養	控除額
寡婦	女性のみ	離別	子以外あり	26万円
		死別	子以外あり	
			なし	
ひとり親	男女共通	離別 死別 未婚	生計を一にする 総所得金額等 48万円以下の子	30万円

※寡婦、ひとり親控除ともに本人の合計所得金額500万円以下の場合が対象となり、本人の合計所得金額が500万円超の場合は、寡婦・ひとり親控除は受けられません。

● 勤労学生控除

【必要書類】: 学生証等、学生であることがわかる書類

あなたが令和6年12月31日現在、大学、高校、専門学校等の学生で、自己の勤労による所得があり、かつ、合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合
(控除額)…26万円

● **障害者控除** 【必要書類】：身体障害者手帳、療育手帳(愛護手帳)、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書等
あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合
※なお、障害者控除は、同一生計配偶者(合計所得金額が48万円以下)であれば、あなたの合計所得金額にかかわらず(1,000万円以上の場合も)適用されます。
※また、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。

《障害者の判定》 令和6年12月31日の現況において次のいずれかに該当するかた

障害者……身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(愛護手帳)の交付を受けているかた、精神保健指定医により知的障害者と判定されたかた、65歳以上のかたで障害者控除対象者の認定を受けているかたなど
特別障害者…身体障害者手帳に身体上の障害の程度が「一級」または「二級」と記載されているかた
精神障害者保健福祉手帳に障害等級が「一級」と記載されているかた、重度の知的障害者と判定されたかた、障害者控除対象者認定書にて特別障害者と判定されたかたなど

(控除額)…障害者26万円、特別障害者30万円、同居特別障害者53万円

● **配偶者控除**
「同一生計配偶者」とは、令和6年12月31日(年の途中で死亡したかたについては、その死亡の日)現在で、あなたと生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族、事業専従者を除く)で合計所得金額が48万円以下のかたをいいます。あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、「控除対象配偶者」として金額が控除されます。

	あなたの合計所得金額		
配偶者の生年月日	900万円以下	900万円を超え 950万円以下	950万円を超え 1,000万円以下
昭和30年1月2日以降	33万円	22万円	11万円
昭和30年1月1日以前	38万円	26万円	13万円

※同一生計配偶者を有し、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」の欄にもご記入ください。※配偶者控除を受けるかたは配偶者特別控除をあわせて受けることはできません。

● **配偶者特別控除**
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、控除対象配偶者に該当しない生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)があるときは、合計所得金額に応じて控除を受けることができます。

※配偶者特別控除を受けるかたは配偶者控除をあわせて受けることはできません。
※配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受ける場合、あなたは配偶者特別控除を受けることはできません。

(控除額：太枠内の金額)			
配偶者の合計所得金額(円) ※収入金額とは異なります。 5～6ページより算出してください。	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円を超え 950万円以下	950万円を超え 1,000万円以下
480,001 ～ 1,000,000	33万円	22万円	11万円
1,000,001 ～ 1,050,000	31万円	21万円	11万円
1,050,001 ～ 1,100,000	26万円	18万円	9万円
1,100,001 ～ 1,150,000	21万円	14万円	7万円
1,150,001 ～ 1,200,000	16万円	11万円	6万円
1,200,001 ～ 1,250,000	11万円	8万円	4万円
1,250,001 ～ 1,300,000	6万円	4万円	2万円
1,300,001 ～ 1,330,000	3万円	2万円	1万円

● **扶養控除**
令和6年12月31日(年の途中で死亡したかたについては、その死亡の日)現在で、あなたと生計を一にする扶養親族(年齢16歳未満の年少扶養親族を除く)の合計所得金額が48万円以下の場合

※扶養親族…他の納税義務者の扶養親族や事業専従者を除く

【注意事項～年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)について～】
16歳未満(平成21年1月2日以降生まれ)の扶養親族について、扶養控除額はありますが、非課税判定や保育料の算定等に反映されるため必ず記入してください。

扶養親族の種類	控除額
一般の扶養親族 (昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ) (平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ)	一人につき 33万円
特定扶養親族 (平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)	一人につき 45万円
老人扶養親族 (昭和30年1月1日以前生まれ)	一人につき 38万円
同居老親等(老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としているかた)	一人につき 45万円

● **基礎控除**
合計所得金額2,500万円以下のすべてのかたに適用されますが、合計所得金額に応じて逡減します。

(控除額)…合計所得金額2,400万円以下……………43万円
合計所得金額2,400万円を超え2,450万円以下…29万円
合計所得金額2,450万円を超え2,500万円以下…15万円

● **雑損控除** 【必要書類】:災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書等

次のいずれかに該当する場合

○あなたや、令和6年中の総所得金額等が48万円以下の配偶者その他の親族で、生計を一にするかたが、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合

○あなたが災害等に関連してやむを得ず住宅家財等の取り壊しまたは除去などのために支出をした場合

≪例≫大雪により家屋の倒壊を防ぐために行う屋根の雪下ろし費用等

(控除額の計算) 次の①、②のうち、いずれか多い方の金額

- ① (損失額ー保険金などで補填される金額)ー(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額ー5万円

● **医療費控除** 【必要書類】:記入済みの医療費控除の明細書、記入を省略した際の医療費通知等

「通常の医療費控除」か「セルフメディケーション税制」のどちらか一方を受けられます。

○通常の医療費控除 ◆**控除額の上限200万円**

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために
令和6年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合

- ・医師による診療や治療の対価
- ・治療や療養に必要な医薬品の購入の対価
- ・介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価等

来庁での申告の場合、医療費控除の明細書
を作成してから来庁してください。

(控除額の計算) (支払った医療費ー保険金などで補填される金額)ー(10万円または総所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額)

※総所得金額等の5%を掛けた時の小数点以下は切り捨てになります。

○セルフメディケーション税制 ◆**控除額の上限88,000円**

健康の保持増進及び疾病の予防へ一定の取組を行った、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために
令和6年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費が、1万2千円を超える場合

- ・一定の取組:健康診査、予防接種、定期健康診断(事業主検診)、特定健康診査(メタボ検診)、がん検診などのいずれか
 - ・特定一般用医薬品:医師によって処方される医薬品から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(薬局のレシートや厚生労働省HP等で確認してください)
 - ・【必要書類】記入済みのセルフメディケーション税制の明細書(用紙は市民税課窓口や青森市HPに用意しています。)
- 領収書や一定の取組を証明する書類は自宅で5年間保存してください。

(控除額の計算) (支払った特定一般用医薬品等購入費ー保険金などで補填される金額)ー12,000円

【用語解説～「総所得金額等」とは?】次の①と②の金額に、退職所得金額(※1)、山林所得金額を加算した金額です。

①事業所得(営業等・農業)、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び(公的年金等を含む)雑所得の合計額

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額の2分の1の金額

※1 分離課税されているものは除きます。

※2 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額

ただし、繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。なお、それぞれの所得の算出のしかたについては4、5ページをご覧ください。

○判定または算出で使う例・・・雑損控除、医療費控除、ひとり親控除の生計を一にする子の所得判定

【用語解説 ～「合計所得金額」とは? ～】次を除いて、上記の「総所得金額等」の内容と同じです。

ただし、繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

○判定または算出で使う例・・・均等割非課税の判定、寡婦・ひとり親控除(※生計を一にする子の所得判定は総所得金額等)・勤労学生控除・

配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の所得判定、基礎控除の判定

【用語解説 ～「生計を一にする」とは? ～】日常の生活の資を共にすることをいいます。会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居しているまたは親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金または療養費などを常に送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

6. 申告書の記入・計算方法 (1)収入があったかた(表)

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡に係る所得の住民税の申告において、確定申告と異なる課税方式を選択することは令和6年度からできなくなりましたので、申告を選択する場合は確定申告を行ってください。

●所得から差し引かれる金額に関する事項の記入
控除の種類ごとに7～9ページを参照し、記入します。
※⑬社会保険料控除中の「源泉徴収票記載の社会保険料」の中には、給与や公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料の合計額を転記します。なお、その他に支払ったものがあれば、該当する項目にそれぞれの支払額を記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除 〔支払った金額を記入してください。〕	国民健康保険税	介護保険料	国民年金保険料
	156,000 円	42,600 円	円
	源泉徴収票記載の社会保険料		合 計
	円	円	円
⑮ 生命保険料控除 〔支払った金額を記入してください。〕	新生命保険料支払額の計	旧生命保険料支払額の計	
	円	126,000 円	円
	新個人年金保険料支払額の計	旧個人年金保険料支払額の計	円
	円	円	円
	介護医療保険料支払額の計		円
	円		円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料支払額の計	旧長期損害保険料支払額の計	
	3,200 円	円	円
⑰～⑲ 本人該当控除 〔該当する項目に〕	⑰ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 離別 (扶養親族あり) □ 未婚遺孀	⑱ □ ひとり親控除 (学校名)	⑲ □ 障害者控除 障がいのある程度

●所得から差し引かれる金額に関する事項の記入
配偶者や扶養されているかたの個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。16歳未満の扶養親族がいる場合は忘れずに、16歳未満にチェックを入れてください。

⑳～㉒ 扶養親族 (16歳未満)	配偶者の氏名	生年月日	明・大 昭・平	31・4・3	㉑ 障害者控除 障がいの程度
	青森 税子	配偶者の 合計所得金額	円	3 級	
	個人番号				□ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)
㉓ 扶養親族 (16歳未満)	氏名	生年月日	続柄	同居の区分 年少の区分	㉔ 障害者控除 障がいの程度
	青森 税太郎	明・大 昭・平	子	□ 同居 □ 別居 □ 16歳未満	□ 身体 □ 精神 □ 知的 □ 発達 □ 認定書
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3			□ 16歳未満
	青森 税美	明・大 昭・平	孫	□ 同居 □ 別居 □ 16歳未満	□ 身体 □ 精神 □ 知的 □ 発達 □ 認定書
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8			

●所得から差し引かれる金額に関する事項の記入
・医療費控除を受ける場合、添付した書類にチェックを入れてください。
・給与及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、希望する納税方法を選択してください。

㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額の3%の災害補償支出の金額
	円	円	円
㉖ 医療費控除	支払った医療費等の金額	保険金などで補填される金額	納付書額
	140,490 円	3,000 円	□ 明細書 □ 通知書 □ 税務署に提出済

5 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	明・大 昭・平	続柄	専従者給与(控除)額
専従者				円
氏名	生年月日	明・大 昭・平	続柄	専従者給与(控除)額
専従者				円
所得税における青色申告の 承認の有無				合計額
承認あり・承認なし				円

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日現在で65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差し引き(特別徴収)	□ 自分で納付(普通徴収)
------------------	---------------

●所得金額の計算 【申告書記入例】
営業収入 4,300,000円…ア
営業所得 282,080円…①

給与収入 1,602,000円…カ
給与所得 952,000円…⑥
(式) 1,602,000-550,000=1,052,000円
所得金額調整控除(年金等)
(100,000+100,000)-100,000=100,000円
1,052,000-100,000=952,000円
雑所得(公的年金等の収入)
2,670,000円…キ
雑所得 1,570,000円…⑦、⑩
所得金額の合計 2,804,080円…⑫

1 収入金額等	事業	営業等	ア			4	3	0	0	0	0	0
		農業	イ									
		不動産	ウ									
		利子	エ									
		配当	オ									
		給与	カ			1	6	0	2	0	0	0
		公的年金等	キ			2	6	7	0	0	0	0
		雑所得	ク									
		その他	ケ									
		短期	コ									
2 所得金額	事業	営業等	①			2	8	2	0	8	0	
		農業	②									
		不動産	③									
		利子	④									
		配当	⑤									
		給与	⑥			9	5	2	0	0	0	
		公的年金等	⑦			1	5	7	0	0	0	
		雑所得	⑧									
		その他	⑨									
		計(⑦+⑧+⑨)	⑩			1	5	7	0	0	0	
	総合譲渡・一時	⑪										
	合計	⑫			2	8	0	4	0	8	0	

●所得から差し引かれる金額の計算【申告書記入例】

社会保険料控除 156,000+42,600=198,600円…⑬
生命保険料控除 7ページの表より 35,000円…⑮
地震保険料控除 7ページの表より 1,600円…⑯
障害者控除・配偶者控除・扶養控除 8ページ参照 …⑳～㉓
基礎控除 8ページ参照 430,000円…㉔
医療費控除 140,490-3,000-100,000=37,490円…㉖
所得控除計 1,622,690円…㉘

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬			1	9	8	6	0	0	
	小規模企業共済等 掛金控除	⑭									
	生命保険料控除	⑮			3	5	0	0	0	0	
	地震保険料控除	⑯			1	6	0	0			
	寡婦・ひとり親控除	⑰～ ⑱			0	0	0	0			
	勤労学生・障害者控除	⑲～ ㉑			2	6	0	0	0	0	
	配偶者(特別)控除	㉒			3	3	0	0	0	0	
	扶養控除	㉓			3	3	0	0	0	0	
	基礎控除	㉔			4	3	0	0	0	0	
	雑損控除	㉕									
医療費控除	㉖			3	7	4	9	0			
	合計	㉘			1	6	2	2	6	9	0

6. (2)収入があったかた(裏)

「7 収入の内訳」には、給与・公的年金などの収入の内訳を記入してください。源泉徴収票がないかたは、「9 給与所得の内訳」を記入します。

雑所得(公的年金等以外)・総合譲渡所得・一時所得がある場合は、「8 雑所得(公的年金等以外)・総合譲渡所得・一時所得に関する事項」に記入してください。

営業や農業の収入があった場合は、収入と支出の内訳を記入します。不動産の収入の場合は、「11 不動産所得に関する事項」に記入します。
事業専従者がいる場合は申告書の表面の「5 事業専従者に関する事項」も記入してください。
※事業専従者については、5ページを参照してください。

◇必要経費の具体例◇	
給料・賃金	給料、賃金、退職金、食事や被服などの現物給与
減価償却費	建物、車両、機械、備品などの償却費
広告宣伝費	チラシやカレンダー、タオルなどの制作費
地代家賃・小作料	店舗、事務所、土地などの賃借料
借入金利子等	建物購入、運転資金等の借入金に対する利子など
租税公課	自動車税、固定資産税など
水道光熱費	水道料、電気料、ガス代、灯油代など
車両関連費	ガソリン代、運賃など
通信費	電話料、切手代、ハガキ代など
損害保険料	火災保険料、自動車の損害保険料など
修繕費	店舗、自動車、機械、備品などの修理代
消耗品等	事務用品などの消耗品や、使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の什器備品の購入費

申告書表面②①～②③へ控除対象配偶者・扶養親族を記入したかたで、別居しているかたがいる場合は、住所を「13 別居の扶養親族等・事業専従者に関する事項」を記入してください。

令和6年中に寄附を行った場合に「15 寄附金に関する事項」に記入します。※領収書の提示が必要です。

●本記載例による税額の計算方法(概算)

課税標準額＝総所得金額(申告書表面⑫)－所得控除金額(申告書表面⑬)
＝2,804,080－1,622,690＝1,181,390
≒1,181,000(千円未満切り捨て)・・・A

市民税・県民税の年税額＝(課税標準額A×税率)－調整控除額＋均等割額＋森林環境税(国税)
＝(1,181,000×10%)－8,000＋4,000＋1,000
＝115,100・・・年税額

※調整控除とは、所得税と住民税の人的控除額(基礎控除・扶養控除等)の差額に起因する負担額を調整するため、所得割から控除するものです。

※上記計算方法では分かりやすくするために、税率を市民税(6%)県民税(4%)の合算(10%)で計算しています。実際に税額計算する際は市民税(6%)県民税(4%)をそれぞれ分けて計算します。100円未満切り捨てにより、上記概算での税額と実際の税額は異なる場合があります。

※令和6年度から新たに森林環境税(国税)が創設されました。住民税均等割と併せて賦課徴収されます。

7 収入の内訳 (給与・公的年金等・配当所得等)		
所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額 円
給与	(株)あおもり	1,602,000
年金	厚生労働省	2,670,000

8 雑所得(公的年金等以外)・総合譲渡所得・一時所得に関する事項					
所得の種類	収入金額 円	必要経費 円	引当金額 (収入金額－必要経費) 円	特別控除額 円	所得金額 (引当金額－特別控除額) 円
雑(業 務)					③
雑(その他)					④
総合譲渡	短 期			円	コ
	長 期				サ
一 時					シ
種 目・所 得 の 生 ず る 場 所	所得の種類		合計 コ＋[(サ＋シ)×1/2]		①

10 事業(営業等・農業)所得に関する事項			
業種	小売業	営業場所	青森市新町1丁目3番7号
必要経費 (生活に関する経費は除く)	売上(収入)金額計 (雑収入を含む)	A	4,300,000円
	売 上 原 価 (買入品等減価償却後の仕入金額)		3,520,000
	給 料 ・ 賃 金		200,000
	減 価 償 却 費		102,920
	広 告 宣 伝 費		15,000
	地 代 家 賃 ・ 小 作 料		
	借 入 金 利 子 等		
	租 税 公 課		50,000
	水 道 光 熱 費		40,000
	車 両 関 連 費		30,000
	通 信 費		20,000
	損 害 保 険 料		20,000
	修 繕 費		
	消 耗 品 費		20,000
	計	B	4,017,920
A － B			282,080
専 従 者 控 除 額			
所 得 金 額			282,080

13 別居の扶養親族等・事業専従者に関する事項			
氏名	住所	生 年 月 日	国 外 居 住
			□既婚者 □単身 □障がい者 □18歳未満又は19歳以上 □18歳以上の扶養 □既婚者 □単身 □障がい者 □18歳未満又は19歳以上 □18歳以上の扶養

15 寄附金に関する事項		
寄附金の名称	寄附した金額 円	
都道府県、市区町村分(特例控除対象)		
青森県共同基金、日赤青森県支部、 都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	青森市	
	青森県	

9 給与所得の内訳 (日給などの給与明細のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)			
月	日 給	勤務日数	月 収
1	6,000	22	132,000円
2	6,000	21	126,000
3	6,000	21	126,000
4	6,000	21	126,000
5	6,000	21	126,000
6	6,000	21	126,000
7	6,000	21	126,000
8	6,000	21	126,000
9	6,000	21	126,000
10	6,000	21	126,000
11	6,000	21	126,000
12	6,000	21	126,000
合 計			1,602,000
法人番号又は所在地			青森市新町1丁目3番7号
勤 務 先 名			(株)あおもり
電 話 番 号			017-734-1111

6. (3)収入がなかったかた

記入が必要なのは申告書の表面だけです。裏面への記入は必要ありません。

令和 年 月 日提出

令和7年度分 市民税・県民税申告書

(あて先)青森市長 青森市 市民税課 受付印

令和7年 1月1日現在の住所 青森市新町1丁目3番7号

個人番号(マイナンバー) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

フリガナ アオモリ イチオ

氏名 青森 市男

生年月日 大正(昭和)平成・令和 30 年 1 月 1 日

現住所 □同上 ※上記住所と同じ場合は「同上」に記してください。

職業(番号) 会社員

電話番号(自宅・携帯) 017-734-1111

代理申告者 氏名 姓 名 住所 整理番号

令和7年1月1日現在の住所(住民票があるところ)・現在の住所・氏名・生年月日・電話番号・職業等を記入します。

【収入がなかったかたが昨年中の生活状況について記入する欄です】

前年中に収入のなかったかたは、この欄に記入して申告は終わりです。
※扶養している親族がいるなど、該当する場合は下欄①～③も記入してください。
令和6年中の生活状況について、次の1～7で該当する番号を1つ選び、番号に○をしてください。

1 次の人に扶養されていた 住所 青森市中央1丁目22番5号

氏名 青森 税男 明・大 25・4・1 続柄 父

2 遺族年金 3 障害年金 4 生活保護 5 雇用保険 6 預金生活 7 その他

・親族等に扶養されていた場合は「1」に○をつけ、扶養主の住所・氏名等を記入してください。それ以外のかたは、「2」～「7」の中から当てはまるものに○をつけてください。
・あなたに扶養している親族がいる場合、申告書表面3-②①～②③、あなたが寡婦・ひとり親である場合、申告書表面3-①⑦～①⑧、あなたが障害者である場合、申告書表面3-②⑩にそれぞれ記入してください。

6. (4)家屋敷課税が該当するかた

令和7年1月1日の住所が市外にあるかたで、青森市に家屋敷を有するかたは、家屋敷課税が該当するため申告が必要です。自己または家族の居住用に設けられた家屋(住宅・アパート等)で、常に居住できる状態であれば、居住の有無及び自己の所有であるかどうかは問いません。※市民税・県民税の均等割額(年間4,000円)が課税されます。

(例)単身赴任で青森市外へ転出したが、妻や子が青森市内にある家屋(住宅・アパート等)に住んでいる場合など

令和 年 月 日提出

令和7年度分 市民税・県民税申告書

(あて先)青森市長 青森市 市民税課 受付印

令和7年 1月1日現在の住所 青森市新町1丁目3番7号

個人番号(マイナンバー) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

フリガナ アオモリ イチオ

氏名 青森 市男

生年月日 大正(昭和)平成・令和 30 年 1 月 1 日

現住所 □同上 ※上記住所と同じ場合は「同上」に記してください。

職業(番号) 会社員

電話番号(自宅・携帯) 017-734-1111

代理申告者 氏名 姓 名 住所 整理番号

「1月1日現在の住所」欄には青森市内の家屋敷の住所を、「現住所」欄は市外の住所を記入してください。また、扶養親族がいる場合は、申告書表面3-②①～②②「配偶者控除・配偶者特別控除」欄、3-②③「扶養控除」欄を記入してください。また、申告書裏面「17. 家屋敷に関する事項」欄も記入してください。

例年、申告受付会場は、混雑し長時間お待たせする場合がございます。昨年中に収入がなかったかた・家屋敷課税が該当するかたは、待ち時間のない郵送による申告をお勧めしています。本人確認書類の写し(4ページ)を同封する必要があります。提出先等については、「市民税・県民税申告書の郵送提出方法」(1ページ)をご覧ください。

7. 非課税限度額について

・合計所得金額が右の表の金額以下である場合に、扶養人数に応じて、所得割額、均等割額、森林環境税(国税)それぞれにおいて、非課税となります。
※この場合の扶養人数は、16歳未満の扶養親族も扶養人数として数えられます。
・障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円(参考給与収入2,043,999円)以下のかたは均等割額、所得割額及び森林環境税(国税)が課税されません。

合計所得金額(以下)			【参考】給与収入目安(以下)		
扶養	所得割	均等割	扶養	所得割	均等割
0	450,000円	415,000円	0	1,000,000円	965,000円
1	1,120,000円	919,000円	1	1,703,999円	1,469,000円
2	1,470,000円	1,234,000円	2	2,215,999円	1,879,999円
3	1,820,000円	1,549,000円	3	2,715,999円	2,327,999円
4	2,170,000円	1,864,000円	4	3,215,999円	2,779,999円

※ 所得割の非課税限度額の計算方法(扶養ありの場合) 35万円×(本人、扶養人数)+10万円+32万円
※ 均等割の非課税限度額の計算方法(扶養ありの場合) 31.5万円×(本人、扶養人数)+10万円+18.9万円
※ 青森市で森林環境税が非課税となる基準は、個人住民税(市民税・県民税)の均等割額が非課税となる基準と同一です。

8. 申告受付会場・日時

■青森地区のかた

アウガ6階申告受付会場

令和7年2月17日(月)から

令和7年3月17日(月)まで

(土・日・祝日を除く)

受付時間【8:30～16:00】

■浪岡地区のかた

浪岡庁舎2階中会議室

令和7年2月 5日(水)から

令和7年3月17日(月)まで

(土・日・祝日を除く)

受付時間【9:30～15:00】

■出張申告受付会場 アウガ・浪岡庁舎以外にも下表のとおり出張申告受付会場を開設します。

※混雑防止のため郵送での申告にご協力をお願いします。

青森地区のかた			浪岡地区のかた		
受付日	申告会場	受付時間	受付日	申告会場	受付時間
2月 3日(月)	西部市民センター	9:30～15:00	2月18日(火)	杉高児童館	10:00～13:00
2月 4日(火)	西部市民センター	9:30～15:00			
	北部地区農村環境改善センター	9:30～13:30	2月19日(水)	浪岡野沢公民館	10:00～13:00
2月 5日(水)	戸山市民センター	9:30～15:00			
	後潟児童館	10:00～12:00	2月20日(木)	浪岡女鹿沢公民館	10:00～13:00
2月 6日(木)	荒川市民センター	9:30～15:00			
	久栗坂町民会館	9:30～13:30	2月21日(金)	増館農村センター※	10:00～13:00
2月 7日(金)	横内市民センター	9:30～15:00			
	幸畑福祉館	9:30～15:00	2月25日(火)	吉野田農村センター	10:00～13:00
2月10日(月)	東部市民センター	9:30～15:00			
	高田教育福祉センター	9:30～13:30	2月26日(水)	浪岡本郷公民館	10:00～13:00
2月12日(水)	油川市民センター	9:30～15:00			
2月13日(木)	柳川庁舎	9:30～15:00	2月27日(木)	徳長農村センター	10:00～13:00
	道の駅 ゆ～さ浅虫	9:30～13:30			
2月14日(金)	大野市民センター	9:30～15:00	2月28日(金)	浪岡細野山の家※	10:00～13:00
	東岳コミュニティセンター	9:30～13:30			

※増館農村センター・浪岡細野山の家での受付には予約が必要です。

申告会場に来場される際のお願い

- 2月3日(月)から2月14日(金)の期間は2階市民税課の窓口では市民税・県民税に関する申告相談をお受けしますが、出張申告会場での申告受付を優先しておりますので、長時間お待たせする場合がございます。申告をお急ぎのかたは出張申告受付会場へお越しください。
- 2月17日(月)からは2階市民税課の窓口で申告受付は行わず、アウガ6階申告受付会場で申告受付を行います。
- 定額減税の計算に使用するため、申告者及び被扶養者のマイナンバーカードをご持参ください。
- 受付初日と受付締め切り日間際には、窓口が大変混み合いますので、混雑する時期を避けて申告・お問い合わせくださいますようお願いいたします。
- 確定申告書類の提出・ご相談等については、申告受付時間外及び3月18日(火)以降は市役所では一切お受けできませんので、ご注意ください。
- 確定申告関連書類は税務署でお求めください。
市民税・県民税申告会場では配布しておりません。
- 申告会場にお越しの際は公共交通機関をご利用ください。